

# **集合住宅におけるペット飼育ガイドライン**

**平成 21 年 3 月**

**静岡県厚生部生活衛生室**

## 目 次

I はじめに	1
II 集合住宅管理規約・細則	1
III 基本的な注意事項等	
1 飼い主の心構え	2
2 犬やねこの飼い主に求められる基本的な注意事項（適正飼育）	2
3 飼育に関するいろいろな問題を解決していくための組織	5
4 地域への配慮	5
5 これから集合住宅でペットを飼い始める方へ	6
6 犬・ねこ以外の動物	6

**別添** 中高層共同住宅使用細則モデル ペット飼育細則例2

## I はじめに

近年、犬やねこの室内飼いに対する意識が高まり、また単身、夫婦、高齢者の世帯が増加する中で、集合住宅でペットを飼育することが多くなっています。

集合住宅は、一戸建てと違い、壁1枚、ドア1枚で隣の家及び共用部分（エントランス、ベランダ、廊下等）と接しているため、ペットの飼育をめぐり、犬やねこの鳴き声がうるさい、不衛生になる、臭いが気になる、汚れる等の理由から近隣とのトラブルが発生しやすく、飼い主には、細心の注意を払いながら飼育する責任があります。

また、ペット飼育を容認する集合住宅が同一地域に建ち、散歩経路が密集することによる、地域住民へのふん尿被害等も無視できなくなっています。

このため、集合住宅において、犬やねこを飼育する際に飼い主に求められる基本的な注意事項や、ペット飼育に関するいろいろな問題を解決していくための組織づくり、地域への配慮等についてガイドラインとしてとりまとめました。

集合住宅の管理組合等が、ペット飼育をめぐるトラブルの未然防止と解決時に活用していただきたいと思います。

（注：介助犬、盲導犬、聴導犬は、本ガイドラインの示すペットには含みません。）

## II 集合住宅管理規約・細則

ペットの飼育に関しては、それを認める、認めない等の基本的事項は規約で定め、手続き等の細部の規定を使用細則等で規定することが多いようです。

### （1）規約

国土交通省が「マンション標準管理規約」の中でペット飼育を容認する規約例を示しています。

#### ＜ペット飼育を容認する場合の管理規約例＞

ペット飼育を希望する区分所有者及び占有者は、使用細則及びペット飼育に関する細則を遵守しなければならない。ただし、他の区分所有者又は占有者からの苦情の申し出があり、改善勧告に従わない場合には、理事会は、飼育禁止を含む措置をとることができる。

### （2）細則

この「マンション標準管理規約」に定める使用細則及びペット飼育に関する細則に定める事項としては、飼育できる動物の種類や数等の限定、管理組合への届出又は登録等による飼育動物の把握、専有部分における飼育方法、共用部分の利

用方法、ふん尿の処理等の飼育者の守るべき事項、飼育に起因する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定があり、国土交通省からは「中高層共同住宅使用細則モデル」(別添参照)が出されています。

これらの「マンション標準管理規約」及び「中高層共同住宅使用細則モデル」は、集合住宅の場合にも準用できると考えられますので、参考にしてください。

### III 基本的な遵守事項等

ここでは、この細則モデル第5条、第13条等を運用するにあたって、飼い主や管理組合が遵守すべき具体的な注意事項を記載しますので参考にしてください。

#### 1 飼い主の心構え

ペットの本能や習性を正しく理解し、適正に飼育をすることを心がけるとともに、飼い主としての責任を自覚し、他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上に努めましょう。

また、新しくペットを飼った際には、上下、隣近所にあいさつ等をしておくと、トラブルになることが少なくなるようです。

#### 2 犬やねこの飼い主に求められる基本的な注意事項（適正飼育）

集合住宅での犬やねこの飼育では次のことに気をつけましょう。

- (1) 犬やねこは自己の居室又は管理者等により指定された場所（以下「指定された場所」という。）で飼う。（別添2ページ飼育細則例第13条第1号関係）  
ベランダは共用部分となっていますので、犬やねこを出さない。
- (2) 自己の居室又は指定された場所以外で、犬やねこにえさや水を与えたたり、排便、排尿、毛の手入れ（ブラッシング）等を行わない。（別添2ページ飼育細則例第13条第2号、第4号関係）

(3) 犬やねこの異常な鳴き声や排泄物等については、次のことを遵守し、近隣に迷惑をかけない。(別添2ページ飼育細則例第13条第3号、第5号関係)

① 鳴き声

(犬)

- ・集合住宅では吠え声や鳴き声についての苦情が一番多いといわれています。
- ・犬が吠えるときには、運動不足、管理の悪さ、見知らぬ人の訪問、飼い主との分離不安、飼い主の注意を自分にむけたい等、その理由は千差万別です。また、同じように来客に吠えている場合であっても、犬の性格やこれまでの犬への接し方等の違いによって、威嚇している、怖がっている、興奮している等、その背景は異なってきます。
- ・このため、個々の事例に即した原因を見極め、運動不足が原因であればこまめに散歩をしてあげるなどして、その原因を取り除くことが重要となります。
- ・しかし、見知らぬ人の訪問が吠える原因となっている場合など、原因を取り除くことができないケースもあり、そうした際にはしつけによって改善を図っていくことになります。

(しつけの方法)

- ・しつけにはいろいろな方法があり、犬の性格等により使い分けをしていくことがあります、代表的なものとしては、脱感作法や、代替法が知られています。
- ・脱感作法とは、例えば玄関のチャイムに犬が反応する場合に、チャイムの音を録音等し、何回も犬の近くで聞かせて、少しずつ慣らしていく方法です。犬が音に反応しなくなったタイミングで讃めると、より効果があるようです。
- ・代替法とは、犬が問題行動を起こす前にすかさず別の命令を犬にかけ、問題行動を代替行動にすり替えていく方法です。例えば来客に吠えかかるような場合には、来客が来たら、すかさず「ハウス」と命令し、来客＝ハウスと覚えさせます。
- ・いずれにせよ、自分の欲望を押さえ、じっとがまんできるような日常からのしつけが大切になりますが、お困りの場合は、犬の訓練士等の専門家に相談をするとよいでしょう。

(ねこ)

ねこは発情期に大きな声で鳴くため、この対策として、不妊去勢手術をする。

② 排泄物(犬・ねこ共通)

- ・排泄物は飼い主が責任をもって始末する。
- ・居室内で排便・排尿するようしつける。

③ 悪臭(犬・ねこ共通)

- ・悪臭が上下階や隣近所に伝わらないよう、トイレの位置に気を配る。

- ・特に犬は定期的なブラッシングや、シャンプーを行い清潔に保つ。

- ・居室はこまめに掃除をする。

④ 抜け毛（犬・ねこ共通）

- ・ベランダ、バルコニー等の共用部分で、ブラッシングを行わない。

- ・居室でブラッシングをするときは、必ず窓を閉めて、毛の飛散を防止する。

- ・ペットの敷物等を干すときは、掃除機等を使用して、毛の飛散を防止する。

- ・シャンプーをするときは、排水口に目の細かいネットを置く等して、抜け毛を排水管に流さない。

⑤ その他（犬・ねこ共通）

- ・エレベーターでは、同乗者等の了解を得るか、途中階で一旦降りる等配慮すること。了解が得られた場合は、キャリーケースに入れる、抱きかかえる、リードを短く持つ等により、他人に迷惑をかけないように気を付ける。雄犬は排尿をしやすいので抱きかかえておくことが望ましい。

- ・廊下でも、エレベーターの場合と同様に、抱きかかえる、リードを短く持つ等により他人に迷惑をかけないよう配慮する。

(4) 犬やねこに不妊去勢手術を行うこと。

不妊去勢手術を行うことで落ち着いた穏やかな性格になります。特に雄の犬やねこは、他の雄や人に対する攻撃やマーキングといわれるなわばりのにおいつけが少なくなり飼いやすくなります。

不妊去勢手術は、できれば初回発情前（生後6ヶ月前後）に行うことで、犬・ねこへの負担も少なくなります。個体差がありますので、手術のタイミングは動物病院に相談しましょう。

(5) 犬やねこに必要なしつけを行うこと。

① 犬に必要なしつけ

無駄吠えを防ぐ他にも、かみつかない、とびかからない、知らない人を攻撃させない等が必要なしつけとなりますので、（社）静岡県動物保護協会及びボランティアの開催する飼い方教室等を利用してください。

② ねこに必要なしつけ

完全室内飼育ができるよう飼育開始時からしつけてください。

(6) 犬やねこは常に清潔に保つとともに、疾病予防等の健康管理を行う。

(7) 自己の居室等における、ノミ、ダニ、ハエ等衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行う。

(8) 関係法令を遵守する。（別添2ページ飼育細則例第11条第2項関係）

犬には狂犬病予防法による登録、注射が義務付けられています。その他、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）、同条例、市町の飼い犬条例により、適正飼育、終生飼育等が飼い主の責務となっています。

ねこには、犬と同様に動愛法、同条例により適正飼育、終生飼育等が飼い主の責務となっています。なお、飼いねこ要綱等により登録制度となっている市町もあります。

### 3 飼育に関するいろいろな問題を解決していくための組織

集合住宅の飼い主は、管理組合等の指導の下に、飼い主全員及びその他の入会を希望する居住者で構成する組織「ペットクラブ（飼い主の会）」を設けます。（別添1.p 飼育細則例第5条関係。詳細については別添5ページペットクラブ会則例参照。）

ペット飼育に対する苦情等を訴えることができる受け皿が集合住宅内にあると、問題が大きくならずに早い段階で解決をはかることができ、また、トラブル時には組織として話し合いができるため、穩便な方向で解決されることが期待できます。

「ペットクラブ」の役割は次のとおりです。

- ① 飼い主とその他の居住者が相互の友好を深め、連携してペットの正しい飼い方の普及を行う。
- ② ペット飼育におけるモラル向上をめざし、住人全体に認めてもらう会となるよう努める。
- ③ 規約等に違反した飼い主に対して、適切な飼い方を指導する。
- ④ 集合住宅内の共用部分や周辺の環境や衛生の保持に努める。

### 4 地域への配慮

ペット飼育が可能な集合住宅が1棟増えるごとに、その地域で飼われる動物の頭数は飛躍的に増えるため、狭い地域でペットの散歩が集中することとなります。このため、公園や遊歩道などが多くの犬の散歩コースとなり、ふん尿による悪臭や抜け毛の飛散等の問題が発生することがありますので、飼い主は、次の事項を守る必要があります。

なお、地域の理解を得るためにには、集合住宅のペット規約や苦情受付窓口をあらかじめ自治会長等に示しておくとよいでしょう。

- ① 散歩はトイレタイムではありません。トイレは居室内で済ませる。  
散歩時にはふんの回収はもちろんのこと、万一に備え、尿を洗い流すため

の水をペットボトル等に入れて持参する。

- ② 散歩時のブラッシングは、抜け毛の飛散に配慮して行う。
- ③ 散歩は犬を制御できる人が行う。  
リードを短く持ち、人とすれ違う時には自分のところに犬を引き寄せ、通行人に恐怖感や不安感を与えないようにする。
- ④ 散歩コースの清掃等を定期的に行い、周辺の環境保持に努めること。
- ⑤ 犬やねこの排泄物を含んだゴミは、臭気がもれないよう硬く縛り、地域のルールに従ったゴミ出しをすること。

## 5 これから集合住宅でペットを飼い始める方へ

- ① “衝動飼い”をしない。

飼い始める前には、その集合住宅でペットが飼育できるか、十分な世話ができるか、家族全員の同意があるか、住環境は整っているか、経済的な負担等についてよく検討することが、動物を終生飼育することにつながります。

- ② ペットのことを勉強する。

犬やねこの本能や習性を正しく理解した上で、しつけを行うことが大切です。

- ③ 不妊去勢手術をする。

落ち着いた穏やかな性格になり、発情期に大声で鳴くことや、マーキング等が少くなり飼いやすくなります。

- ④ 集合住宅に適した犬・ねこを選ぶ。

エレベーターに乗る時抱きかかえることができる、中小型種がよいでしょう。犬については、無駄吠えが少ない、しつけがしやすい、抜け毛や体臭の少ない等の犬種について、「ペットクラブ」で実際に飼っている人やペットショップ等に相談をするとよいでしょう。

## 6 犬・ねこ以外の動物

### (1) 鳥の飼育

指定された場所で飼育するとともに、羽の飛散等により近隣に迷惑をかけないよう配慮すること。

### (2) 飼育に適さない小動物

- ① 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律で、人に危害を加えるおそれがある動物は、

特定動物として規定され、飼育に許可が必要となります。

カメ、ヘビ等の中には、特定動物にあたる種がありますので、飼育を始める前には、管理組合や保健所に確認することが必要です。

② 特定外来生物（飼育禁止）

アライグマ、カミツキガメ等は、特定外来生物として、新たに飼育を始めることは禁止されています。

③ 外来動物

飼育の難しい外来動物等を、習性を知らないままに飼育した結果、飼い続けることができなくなって遺棄する事件が発生しています。

飼育の際には、動物の習性や性成熟時の大きさ等をよく調べ、集合住宅での飼育が可能か、近隣へ迷惑をかけることはないか等についてよく検討しましょう。

本ガイドラインの策定に当たっては、県民、関係団体の代表等による「動物愛護管理関係マニュアル等検討会」で検討を行いました。

動物愛護管理関係マニュアル等検討会  
集合住宅におけるペット飼育ガイドライン検討委員

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属名・役職名
1	相島 和久	社団法人静岡県獣医師会開業部会 副部会長
2	大川 広治	猫飼育ボランティア
3	岡本 祐理子	KCSC 掛川猫センター倶楽部事務局
4	沖 紀代	社団法人日本愛玩動物協会 静岡県支部長
5	金子 義之	社団法人静岡県動物保護協会
6	鈴木 真二	社団法人静岡県動物保護協会
7	鈴木 美晴	NPO 法人捨て猫をなくす会代表
8	平光 宣子	プエルタ・アビエルタ代表
9	山田 有仁	社団法人静岡県獣医師会開業部会 部会長

不明な点は、最寄りの保健所へ問い合わせてください。

県内保健所一覧

名称	所在地	動物愛護担当 電話番号	所管区域
賀茂保健所 (衛生薬務課)	下田市中531-1	0558-24-2057	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町
松崎保健支援室	松崎町江奈255-3	0558-42-0262	松崎町・西伊豆町
熱海保健所 (衛生薬務課)	熱海市水口町13-15	0557-82-9115	熱海市・伊東市
東部保健所 (衛生薬務課)	沼津市高島本町1-3	055-920-2108	沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市 函南町・清水町・長泉町
修善寺支所	伊豆市小立野24-1	0558-72-2310	伊豆市
御殿場保健所 (衛生薬務課)	御殿場市竈1113	0550-82-1223	御殿場市・小山町
富士保健所 (衛生薬務課)	富士市本市場441-1	0545-65-2154	富士市
富士宮分庁舎	富士宮市豊町18-5	0544-27-1131	富士宮市・芝川町
中部保健所 (衛生薬務課)	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9283	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町
榛原分庁舎	牧之原市静波2128-1	0548-22-1151	牧之原市・吉田町
西部保健所 (衛生薬務課)	磐田市見付3599-4	0538-37-2245	磐田市・袋井市・森町
掛川支所	〒436-0073 掛川市金城93	0537-22-3261	掛川市・御前崎市・菊川市
浜名分庁舎	〒431-0302 新居町新居3447	053-594-3661	湖西市・新居町

※ 相談は、土曜・日曜・祝日・祭日・年末年始を除く 8:30~17:00

※ 保健所の所管区域は静岡市・浜松市を除く。

作成者 静岡県厚生部生活衛生室

連絡先 054-221-2347

作成年月日 平成21年3月



(別添)

## 中高層共同住宅使用細則モデル ペット飼育細則例 2

このペット飼育細則例は、平成9、10年度に旧建設省（現国土交通省）からの委託を受け、財団法人マンション管理センターがとりまとめた「中高層共同住宅使用細則モデル」から抜粋したもので、一部条例等の記載を変更しております。

## 目次

### 中高層共同住宅使用細則モデル

#### ペット飼育細則例2

第1条（趣旨）	1
第2条（定義）	1
第3条（使用細則の効力及び遵守義務）	1
第4条（飼育できる動物の数）	1
第5条（ペットクラブ）	1
第6条（ペットクラブ会員の資格）	1
第7条（飼育開始の届出）	2
第8条（飼育できる動物）	2
第9条（飼育の明示）	2
第10条（写真の提出）	2
第11条（健康診断等）	2
第12条（理事長への報告義務）	2
第13条（遵守事項）	2
第14条（飼育動物の虐待禁止）	3
第15条（飼育による損害賠償責任）	3
第16条（理事長の勧告及び指示等）	3
第17条（飼育の禁止）	3
第18条（動物が死亡した場合の処理）	3
第19条（細則の改廃）	3
第20条（細則原本）	3
附 則	3
別記様式第1 ペット飼育届出書（第7条第1項関係）	4
〈参考〉 ペットクラブ会則例	5

## 中高層共同住宅使用細則モデル

### ペット飼育細則(例2)

#### (趣旨)

第1条 この細則は、〇〇マンション管理規約（以下「規約」という）第〇〇条（ペット飼育細則）の規定に基づき、〇〇マンションにおける動物の飼育に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 占有者 規約第2条（定義）第三号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
- 二 専有部分 規約第2条（定義）第四号に規定する専有部分をいう。
- 三 敷地 規約第2条（定義）第六号に規定する建物の敷地をいう。
- 四 共用部分等 規約第2条（定義）第七号に規定する共用部分及び附属施設をいう。
- 五 バルコニー等 規約第14条（バルコニー等の専用使用権）第1項において規定する別表第4（バルコニー等の専用使用権）に掲げるうち、バルコニー、一階に面する庭及び屋上テラスをいう。
- 六 理事長 規約第33条に規定する理事長をいう。
- 七 盲導犬 道路交通法施行令第8条第2項で規定する盲導犬をいう。
- 八 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条に規定する特定動物をいう。

#### (使用細則の効力及び遵守義務)

第3条 この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

- 2 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

#### (飼育できる動物の数)

第4条 飼育する動物の頭羽数は、一の専有部分につき〇頭羽を限度とする。ただし、小鳥（〇羽以内）及び観賞用魚類はこの限りでない。

#### (ペットクラブ)

第5条 動物の飼育をする者（以下「飼育者」という。）はペットクラブを設置し、これに加入しなければならない。ただし、小鳥（〇羽以内）及び観賞用魚類のみを飼育する者はこの限りでない。

- 2 ペットクラブは、飼育者同士の親睦と飼育マナーの向上を図り、他の居住者との動物飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、万一トラブルが発生した場合は誠意をもってトラブルの解決にあたらなければならぬ。

#### (ペットクラブ会員の資格)

第6条 ペットクラブ会員の資格は、動物（〇羽以内の小鳥及び観賞用魚類を除く。）の飼育を始めるときに取得し、動物を飼育しなくなったとき、又は、ペットクラブから除名さ

れたときに喪失する。

(飼育開始等の届出)

第7条 動物の飼育を開始しようとする者及び動物の死亡等により動物を飼育しなくなつた者は、ペットクラブを経由して届出書を理事長に提出しなければならない。ただし、小鳥（〇羽以内）及び観賞用魚類はこの限りでない。

2 前項の届出書の様式は、別記様式第1に掲げるとおりとし、法令、規約及びこの細則を遵守することを証するため、申請者がこれに記名押印しなければならない。

(飼育できる動物)

第8条 飼育できる動物は次の各号の一に該当しないものとする。

- 一 盲導犬を除き、成長時の体長（哺乳類の場合は胸骨端から座骨端まで）が〇〇cm以上である動物
- 二 特定動物
- 三 人の身体に危害を加えたことのある動物
- 四 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物
- 五 毒を有する動物
- 六 他の居住者に不快感を催させる動物

(飼育の明示)

第9条 飼育者は、別にペットクラブが発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼育していることを明示しなければならない。

(写真の提出)

第10条 飼育者は、年〇回、定期的に最新の飼育動物の写真をペットクラブに提出しなければならない。

(健康診断等)

第11条 飼育者は、動物に獣医師による健康診断を年1回以上受けさせなければならない。

2 飼育動物が犬の場合、飼育者は、毎年、「狂犬病予防法」（昭和25年法律第247号）第4条で定められた登録及び第5条で定められた予防注射を行わなければならない。

3 飼育者は、前二項の健康診断、予防注射及び登録についてペットクラブに文書で報告しなければならない。

4 健康診断の結果、人又は他の動物に伝染する恐れのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。

(理事長への報告義務)

第12条 理事長が飼育動物に関して報告を求めたとき、飼育者及びペットクラブは、遅滞なく必要資料を添付のうえ報告しなければならない。

(遵守事項)

第13条 飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないよう、動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 飼育は専有部分で行うこと
- 二 バルコニー等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理をしないこと

- 三 盲導犬を除き、エレベーター、廊下等の共用部分等では、必ず動物を抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと
- 四 共用庭等の敷地及び屋上等共用部分で動物を遊ばせる等の行為をさせないこと
- 五 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること

(飼育動物の虐待防止)

第 14 条 飼育者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号) 及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成 14 年環境省告示第 37 号) に基づき、飼育動物を虐待してはならない。

(飼育による損害賠償責任)

第 15 条 飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼育者及び他のペットクラブ全会員が連帯して全責任を負わなければならない。

(理事長の勧告及び指示等)

第 16 条 飼育者が、この細則に違反した場合、理事長は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

(飼育の禁止)

第 17 条 飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができる。

- 2 動物の飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。
- 3 飼育禁止者は、再度動物を飼育してはならない。
- 4 飼育禁止者は、ペットクラブから除名処分となる。

(動物が死亡した場合の処理)

第 18 条 動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

(細則の改廃)

第 19 条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第 20 条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する 2 名の区分所有者が記名押印した細則を 1 通作成し、これを細則原本とする。

- 2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

この細則は、平成〇年〇月〇日から効力を発する。

別記様式第1 ペット飼育届出書(第7条第1項関係)

動物飼育届出書

平成\_\_年\_\_月\_\_日

○○マンション管理組合  
理事長 ○○○○ 殿

私は、ペット飼育細則第7条第1項の規定に基づき、この届出書により、次のとおり動物の飼育に関する届け出をします。

号室 届出者氏名 印

I. 飼育開始届

1. 動物の種類

2. 性別

3. 生後年月数

4. 成長時の予想体長

II. 飼育終了届

1. 動物の種類

2. 飼育終了の年月日

3. 飼育終了の理由

〈参考〉ペットクラブ会則例

(目的)

第1条 この会則は、〇〇マンションで動物を飼育する者の親睦と飼育マナーの向上を図り、他の居住者との間での動物飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、トラブルが発生した場合は誠意をもってトラブルの解決を図ることを目的とする。

(加入義務)

第2条 動物を飼育している者はペットクラブに加入しなければならない。ただし、小鳥(〇羽以内)、鑑賞用魚類のみを飼育している者はこの限りでない。

(会則等の遵守義務)

第3条 ペットクラブに加入した者(以下「会員」という。)はペット飼育細則及びこの会則を遵守しなければならない。

(役員)

第4条 ペットクラブに次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 ○名
- 三 理事 ○名

2 役員はペットクラブ会員のうちから、総会で選任する。

3 会長、副会長は理事の互選により選任する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は後任の役員が終了するまでの間引き続きその職務を行う。

4 役員が動物の飼育を中止したときは、その役員はその地位を失う。

(役員の誠実義務)

第6条 役員は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の任務)

第7条 役員は、ペット飼育細則に基づき、下記の任務を行う。

- 一 動物の飼育開始及び終了の届出書を理事長に取り次ぐこと
- 二 動物の飼育開始者に飼育を明示するための標識を交付すること
- 三 ペットの最新の写真を定期的に収集し、保管すること
- 四 動物の健康診断、予防注射、登録の結果を受理し、保管すること
- 五 理事長からの資料請求に対し、遅滞なく応ずること
- 六 住民からペットに関する苦情が出た場合、速やかに役員会を開き、必要に応じて当事者に警告等を行い、苦情の解決にあたるとともに、苦情に対する対応、解決についての結果を速やかに理事長に報告すること
- 七 理事長から飼育を禁止された者をペットクラブから除名すること

(会長)

第8条 会長は、ペットクラブを代表し、その業務を総括する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(理事)

第10条 理事は、役員会を構成し、役員会の定めるところに従い、ペットクラブの業

務を行う。

(総会)

第11条 ペットクラブの総会は全会員で組織する。

2 総会は毎年1回管理組合の通常総会の以前に開催する。

3 会長は、必要と認める場合には、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。

4 総会の議長は会長が務める。

(議決権)

第12条 各会員の議決権は、1名1議決権とする。

2 会員は、書面又は代理人によって議決権行使することができる。

3 会員が、代理人により議決権行使しようとする場合において、その代理人は、その会員と同居する者、他の会員若しくはその会員と同居する者でなければならぬ。

(総会の会議及び議事)

第13条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上の会員が出席しなければならない。

2 総会の議事は出席会員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、書面又は代理人によって議決権行使する者は、出席会員とみなす。

(総会の結果報告)

第14条 ペットクラブの総会が終了したときは、会長は遅滞なく理事長にその結果を報告しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は会長、副会長、及び理事をもって構成する。

2 役員会の議長は会長が務める。

(役員会の招集)

第16条 役員会は会長が招集する。

2 理事が〇分の1以上の理事の同意を得て役員会の招集を請求した場合には、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の会議及び議事)

第17条 役員会の会議は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の過半数で決する。

(会費)

第18条 会員はペットクラブの運営に要する経費に充てるため、会費をペットクラブに納入しなければならない。

(会計年度)

第19条 ペットクラブの会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(会計報告)

第20条 会長は毎会計年度の収支決算案を通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計外事項)

第21条 この会則に定めのない事項については、総会の決議するところによる。